

2018春闘 経過・妥結報告 解決一時金・うどんの配分を開始



菊池執行委員長の挨拶

5月13日の家族慰安会では多くの組合員が参加をし、「交通の安全と労働を考える市民会議」へのカンパは152,884円となりました。皆さんの協力に感謝申し上げます。

情勢は大変厳しい状況にあり、5月16日の衆議院本会議においてプロジェクト型「規制のサンボックス制度」を盛り込んだ生産性向上特別措置法案が可決成立されました。採択された付帯決議にライドシェアの適用除外は盛り込まれず、「白タク」ライドシェアを行う事業者から申請があれば国土交通省の認可により可能となってしまいます。今のところ国交省は簡単に認めないという姿勢ではありますが、その一方で兵庫県の淡路島ではウーバーの配車アプリと既存のタクシー事業者が提携し、8月に実証実験が開始されるとの報道や、中国の配車アプリ滴滴、ウーバーとの業務提携を第一交通が行うというような報道がされています。こうした海外資本のプラットホームは世界中にあり、どのビジネスモデルも労働者は請負・労基法の適用除外・登録義務も守らず、無作法に登録者を増やしつつ続け手数料を取るだけの無責任な事業者です。

ウーバーでは自動運転の実証実験中に死亡事故を起こし、滴滴では運転者登録されている者の中に死亡事故を起し、若い女性の命を奪う殺人事件を起すなど、利用者の安全は完全に

2018年5月31日（木）、6月1日（金）本社棟201号室において第2回明番集会が開催されました。5月31（木）7時～84名、11時～67名、6月1日7時～77名、11時～86名が出席しました。

第2回 明番集会



解決一時金の配分においては、昨年と比べて組合員数が増えた中、譴責の減額者が減り、モニター満点の加点が増えたことで、一時金が上乗せだつたにも関わらず組合の一般会計に残る残余は2万円でした。品質向上に成果が見られたことは嬉しいことです。今回処分で配分がなかつた組合員も、会社組織に所属しているという自覚を持つて品質向上に努めて頂きたいと思います。

出番変更による割増賃金の発生で、一部組替えがあり、ご心配をおかけしたことにはお詫びを申し上げます。この結果については、身勝手で振り替えた者が得をするといったことがないよう、過去の振替分には本採用の全乗務員に1万円を経営が支払ったこと、誠実に労働した者が誰一人損をせず急な振替也可能という賃金に組み替えたことは評価したいと思います。早急に賃金検討委員会を行い、「頑張った者が報われる賃金」に向けて協議していきます。

最後に、8年間組合員として在籍していた532大里昌弘さんが5月2日にお亡くなりになりました。ご家族のお話では最後まで乗務に復帰すると言つて病と闘い続けたそうです。心よりご冥福をお祈りするとともに、私達もこの業界を守つていくために最後まで闘ついくことを誓い、ライドシェア反対の運動を強化していきますので、今後もご協力をお願いします。



中央労金王子支店の支店長代理と担当の森氏が明番集会に訪問し「つみたてNISA」や個人型確定拠出年金「イデコ」の商品案内を行いました。給料口座を労金にするとコンビニでの手数料が無料になるという宣伝も行いました。相談がある方は組合事務所までお越しください。

解決一時金・うどんの配分期限は6月30日(土)15時までとなります。

取りに来ない配分金については、一般会計に繰り入れます。

配布時間 8時30分～15時00分

※スケジュールの都合により留守になることもありますのでご了承下さい。

福島書記長より、2018年春闘の経過と妥結報告、及び解決一時金の配分報告がありました。次に、月途中での出番変更を可能とする暫定的賃金組替えの報告がありました。質疑では、「救済の66万円」についての意見が出ましたが、組合としては14時間誠実に労働することは当然のことであり、30年以上前に作られた救済で、そもそも救済の基準が現行運賃で計算すると見合わないものであったことも踏まえ、賃金検討の際、仮に新たな救済を検討したりしても今の時代に見合う基準設定を行います。救済を悪用し、労働の義務を果たさぬこと自身、モラルに反することだと認識しています。

白タク合法化阻止！ 安全な地域公共交通を守る 5. 23ハイタク労働者 総決起集会

**無責任な白タクなど
この国には必要ない！**



来賓には与野党のタクシー議連の国会議員も参加し、
共に闘っていく決意を表明しました。
また、各産別の代表も決意表明を行い、
一丸となって闘うことを誓いました。

5月16日、生産性向上特別措置法案が参議院で可決、成立をしました。この法律は、「新技術等実証を促進し、改革的事業活動を支援することで生産性向上させること」を名目に「規制のサンドボックス制度」を設け、事業所轄大臣の認定を受けた事業者が規正法の適用を受けずに事業を行えるようにするものであります。これには大きな問題があり、ライドシェア＝白タク合法化を推進する事業者（ウーバー・リフト・滴滴等）が認定を受け、3年間の実証実験として道路運送法を無視して自家用車で旅客輸送をさせるようなライドシェア事業を行う事が可能となります。

5月23日、永田町の星稜会館においてハイヤー・タクシーの8産別が結集し、「安全な地域公共交通を守る5・23集会」が開催され、規制のサンドボックス制度において、ライドシェアが合法化されることがないよう反対の運動を拡げていくことについて意思統一し、安全破壊の「白タク」阻止の運動を行い、最後まで闘い抜くことを決議しました。



集会後には星稜会館を出発し、青山通り→外堀通り→赤坂通り→赤坂の氷川公園までデモ行進が行われました。雨が降る悪天候の中、雨具を着用しタスキ、プラカード、シュブレヒコールで利用者に向けてライドシェアの危険性や、我々ハイヤー・タクシーが公共交通機関としての役割を果たし安全を確保することを訴えました。



集会には全国から350名超のハイタク労働者が結集し、東洋交通労組からは20名が参加をしました。今回の動員はB出番の明けの組合員が協力してくれました。
今後も宣伝行動や集会など、ライドシェア反対の運動を強化していきますので、組合員の皆さんのご協力をお願ひします。



デモ行進終了後は各労働団体の代表者が別途各省庁交渉に臨み、生産性向上特措法所管の経済産業省をはじめ、国土交通省、観光庁、厚生労働省に要請書を提出しました。